

計画策定の背景と趣旨



急速な少子高齢化の進行は、将来的に社会経済への深刻な影響をもたらすものとして懸念されています。また、核家族化の進行、女性の社会進出、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

また、子育て支援に当たっては、結婚や出産は個人の価値観と人生設計にかかわることであることから、子どもを持つことを希望する市民が安心して生み、育てることができるよう、子育て環境の整備を推進することが求められています。

このような状況のもと、平成24年（2012年）8月、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供と量的確保及び質的改善、地域の子育て支援の充実をめざして、「子ども・子育て支援法」等子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」）が実施されることになりました。

新制度において各市町村は、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

金沢市においても、「金沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。

計画の位置づけと期間



この計画は、本市の子どもと子育てに関する施策を総合的・一体的に進めるため、少子化対策推進行動計画である「かなざわ子育て夢プラン2015」（以下「夢プラン」）など既存計画との整合性を図りながら推進していきます。

なお、本計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間です。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画期間				



子ども・子育て支援新制度の主な内容



◎ 共通の給付による子ども・子育て支援

従来バラバラに行われていた幼稚園・保育所・認定こども園に対する財政支援の仕組みを共通化した「施設型給付」を創設します。

◎ 保育の量的拡充

施設整備による保育所の定員増とともに、小規模保育や事業所内保育など地域型保育事業によって待機児童が多い都市部や、子どもが減少傾向にある地域での保育の量的な確保を行います。

◎ 教育・保育の質の改善

職員の配置基準の見直しによる手厚い教育・保育、職員の処遇改善による必要な人材の確保、研修機会を増やすことなどにより、教育・保育環境の充実をめざします。

◎ 認定こども園制度の改善

「幼保連携型認定こども園」を、学校と児童福祉施設の両方の機能をもつ単一の施設として位置づけ、認可と指導監督などを一本化することにより、教育・保育の総合的な提供を図ります。

◎ すべての子育て家庭への支援の充実

一時預かりや地域で親子が交流できる場など、保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象にした子育て支援を充実させるため、「地域子ども・子育て支援事業」の拡充を図ります。

子ども・子育て支援新制度の事業体系



教育・保育施設

- 幼稚園
- 保育所
- 認定こども園



地域型保育事業

- 家庭的保育事業
- 小規模保育事業
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業

- (1) 利用者支援事業
- (2) 時間外保育事業（延長保育事業）
- (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業
- (6) 養育支援訪問事業
- (7) 地域子育て支援拠点事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業
- (10) 子育て援助活動支援事業
- (11) 妊婦健康診査
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

